

令和3事務年度 法人税等の調査事績の概要

令和4年12月
熊本国税局

I 調査事績の概要

1 法人税・法人消費税等の調査事績の概要

(参考計表) 令和3事務年度における法人税等の調査事績

2 源泉所得税等の調査事績の概要

II 主要な取組

1 消費税還付申告法人に対する取組

2 海外取引法人等に対する取組

3 無申告法人に対する取組

I 調査事績の概要

1 法人税・法人消費税等の調査事績の概要

(1) 法人税の調査事績の概要

令和3事務年度においては、資料情報等の分析・検討を行った結果、大口・悪質な不正計算が想定される法人など調査必要度が高い法人1,577件（前年対比117.4%）について実地調査を実施しました。

このうち、法人税の非違があった法人は1,143件（同116.0%）、その申告漏れ所得金額は142億15百万円（同105.9%）、追徴税額は33億19百万円（同136.2%）となっています。

(注)1 令和3事務年度の調査事績は、令和3年2月1日から令和4年1月31日までの間に事業年度が終了した法人を対象に、令和3年7月から令和4年6月までの間に実施した調査に係るものを集計しています。
2 追徴税額には、地方法人税及び加算税を含みます。

○ 法人税の実地調査の状況

項目	事務年度等	令和2		令和3	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	1	1,343 件	51.5 %	1,577 件	117.4 %
非違があった件数	2	985 件	51.3 %	1,143 件	116.0 %
うち不正計算があった件数	3	332 件	53.1 %	313 件	94.3 %
申告漏れ所得金額	4	13,417 百万円	94.1 %	14,215 百万円	105.9 %
うち不正所得金額	5	4,844 百万円	81.4 %	5,204 百万円	107.4 %
調査による追徴税額	6	2,436 百万円	74.0 %	3,319 百万円	136.2 %
うち加算税額	7	378 百万円	66.6 %	583 百万円	154.2 %
不正発見割合	8	24.7 %	0.8 ポイント	19.8 %	▲ 4.9 ポイント
調査1件当たりの申告漏れ所得金額	9	9,991 千円	182.8 %	9,014 千円	90.2 %
不正1件当たりの不正所得金額	10	14,589 千円	153.3 %	16,626 千円	114.0 %
調査1件当たりの追徴税額	11	1,814 千円	143.9 %	2,104 千円	116.0 %

(注)調査による追徴税額には地方法人税が含まれています。

【熊本国税局全体版】

(参考計表) 令和3事務年度における法人税等の調査事績

別表1 不正発見割合の高い業種順位

順位	項目		不正発見割合	1件当たりの不正所得金額	前年順位
	業種目				
1	畜産		38.1%	千円 20,937	-
2	土木工事		33.8%	20,887	4
3	建築工事		31.9%	2,729	5
4	塗装工事		29.6%	17,362	-
5	管工事		29.6%	15,753	-
6	電気・通信工事		28.6%	6,916	3
7	建売、土地売買		26.3%	63,462	7
8	一般土木建築工事		23.2%	28,149	1
9	貨物自動車		22.6%	14,447	-
10	職別土木建築工事		21.1%	13,951	2
11	その他の小売		20.0%	22,464	-
12	自動車修理		20.0%	3,206	6

別表2 1件当たりの不正所得金額の多い業種順位

順位	項目		1件当たりの不正所得金額	不正発見割合	前年順位
	業種目				
1	建売、土地売買		千円 63,462	26.3%	1
2	一般土木建築工事		28,149	23.2%	2
3	その他の小売		22,464	20.0%	-
4	畜産		20,937	38.1%	-
5	土木工事		20,887	33.8%	3
6	塗装工事		17,362	29.6%	-
7	管工事		15,753	29.6%	-
8	貨物自動車		14,447	22.6%	-
9	職別土木建築工事		13,951	21.1%	6
10	電気・通信工事		6,916	28.6%	5
11	自動車修理		3,206	20.0%	7
12	建築工事		2,729	31.9%	8

【熊本国税局全体版】

(2) 法人消費税の調査事績の概要

令和3事務年度においては、法人消費税について、1,553件（前年対比119.0%）の実地調査を実施しました。

このうち、消費税の非違があった法人は965件（同120.0%）、その追徴税額は18億88百万円（同170.2%）となっています。

○ 法人消費税の実地調査の状況

項目	事務年度等	令和2		令和3	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	1	1,305 件	51.5 %	1,553 件	119.0 %
非違があった件数	2	804 件	52.0 %	965 件	120.0 %
うち不正計算があった件数	3	283 件	54.8 %	273 件	96.5 %
調査による追徴税額	4	1,109 百万円	70.2 %	1,888 百万円	170.2 %
うち不正計算に係る追徴税額	5	302 百万円	67.5 %	364 百万円	120.5 %
調査1件当たりの追徴税額	6	850 千円	136.5 %	1,216 千円	143.1 %
不正1件当たりの追徴税額	7	1,066 千円	123.0 %	1,332 千円	125.0 %

(注)調査による追徴税額には加算税及び地方消費税(譲渡割額)が含まれています。

2 源泉所得税等の調査事績の概要

令和3事務年度においては、1,937件（前年対比121.4%）の源泉徴収義務者について実地調査を実施しました。

このうち、源泉所得税等の非違があった源泉徴収義務者は652件（同122.6%）で、その追徴税額は5億46百万円（同74.1%）となっています。

○ 源泉所得税等の実地調査の状況

項目	事務年度等	令和2		令和3	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
源泉徴収義務者数(給与所得)	1	149,405 件	99.7 %	150,832 件	101.0 %
実地調査件数	2	1,595 件	47.4 %	1,937 件	121.4 %
非違があった件数	3	532 件	49.1 %	652 件	122.6 %
調査による追徴税額	4	737 百万円	108.1 %	546 百万円	74.1 %
調査1件当たりの追徴税額	5	462 千円	228.3 %	282 千円	61.0 %

(注)調査による追徴税額には加算税及び復興特別所得税が含まれています。

Ⅱ 主要な取組

1 消費税還付申告法人に対する取組

～ 不正に還付申告を行っていた法人から53百万円を追徴 ～

- 虚偽の申告により不正に消費税の還付金を得るケースが見受けられます。こうした不正還付等を行っていると思われる法人については、厳正な調査を実施しています。
- 令和3事務年度においては、消費税還付申告法人のうち、158件（前年対比142.3%）に対し実地調査を実施し、消費税15億34百万円（同534.5%）を追徴課税しました。また、そのうち28件（同147.4%）は不正に還付金額の水増しなどを行っており、53百万円（同126.2%）を追徴課税しました。

○ 消費税還付申告法人に対する消費税の実地調査の状況

項目	事務年度等	令和2		令和3	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	1	111 件	72.1 %	158 件	142.3 %
非違があった件数	2	74 件	87.1 %	110 件	148.6 %
うち不正計算があった件数	3	19 件	118.8 %	28 件	147.4 %
調査による追徴税額	4	287 百万円	93.7 %	1,534 百万円	534.5 %
うち不正計算に係る追徴税額	5	42 百万円	328.0 %	53 百万円	126.2 %
調査1件当たりの追徴税額	6	2,585 千円	130.0 %	9,711 千円	375.7 %
不正1件当たりの追徴税額	7	2,188 千円	276.3 %	1,883 千円	86.1 %

(注)調査による追徴税額には加算税及び地方消費税(譲渡割額)が含まれています。

【熊本国税局全体版】

2-1 海外取引法人等に対する取組（法人税）

～ 海外取引等に係る調査で8億46百万円の申告漏れを把握 ～

- 企業等の事業、投資活動のグローバル化が進展する中で、海外取引を行っている法人の中には、海外の取引先への手数料を水増し計上するなどの不正計算を行うものが見受けられます。このような海外取引法人等に対しては、国外送金等調書や租税条約等に基づく情報交換制度を積極的に活用するなど、深度ある調査に取り組んでいます。
- 令和3事務年度においては、海外取引法人等に対する実地調査を191件（前年対比138.4%）実施し、このうち、海外取引等に係る非違があったものを、32件（同118.5%）、海外取引等に係る申告漏れ所得金額を8億46百万円（同164.3%）把握しました。

○ 海外取引法人等に対する実地調査の状況

項目		令和2		令和3	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	1	138 件	73.8 %	191 件	138.4 %
海外取引等に 係る非違があ った件数	2	27 件	43.5 %	32 件	118.5 %
うち不正計算 があった件数	3	2 件	33.3 %	8 件	400.0 %
海外取引等に 係る申告漏れ 所得金額	4	515 百万円	98.7 %	846 百万円	164.3 %
うち不正所得 金額	5	35 百万円	16.8 %	241 百万円	688.6 %

2-2 海外取引法人等に対する取組（源泉所得税等）

～ 海外取引等に係る源泉所得税等で34百万円を追徴 ～

- 経済の国際化に伴い、企業や個人による国境を越えた経済活動が複雑・多様化する中、国税庁では、非居住者や外国法人に対する支払（非居住者等所得）について、国外送金等調書をはじめとした資料情報等を活用し、源泉所得税等の観点から、重点的かつ深度ある調査を実施しています。
- 令和3事務年度においては、非居住者に対する給与その他の人的役務の提供に対する報酬の支払について源泉所得税等の課税漏れを14件（前年対比107.7%）把握し、34百万円（同154.5%）を追徴課税しました。

○ 海外取引等に係る源泉所得税等の実地調査の状況

項目		令和2		令和3	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
非違があ った件数	1	13 件	86.7 %	14 件	107.7 %
調査による 追徴本税額	2	22 百万円	122.5 %	34 百万円	154.5 %

3 無申告法人に対する取組

～ 無申告法人から5億49百万円を追徴 ～

- 事業を行っているにもかかわらず申告をしていない法人を放置しておくことは、納税者の公平感を著しく損なうものであることから、国税庁では、登記情報等から法人を把握した上、無申告法人を的確に管理するとともに、稼働しているにもかかわらず無申告である法人に対する調査に重点的に取り組んでいます。
- 令和3事務年度においては、資料情報等の分析・検討を行った結果、事業を行っていると思込まれる無申告法人に対し実地調査を実施し、法人税2億92百万円（前年対比550.9%）、消費税2億57百万円（同207.3%）、合わせて5億49百万円（同310.2%）を追徴課税しました。
- このうち、稼働している実態を隠し、意図的に無申告であった法人に対し、法人税2億42百万円（同4,840.0%）、消費税50百万円（同2,500.0%）を追徴課税しました。

○ 無申告法人に対する実地調査の状況

項目			令和2		令和3	
			件数等	前年対比	件数等	前年対比
法人税	実地調査件数	1	件 45	% 44.1	件 49	% 108.9
	うち不正計算があった件数	2	件 3	% 30.0	件 3	% 100.0
	調査による追徴税額	3	百万円 53	% 14.8	百万円 292	% 550.9
	うち不正計算があった法人に係る追徴税額	4	百万円 5	% 1.8	百万円 242	% 4,840.0
消費税	実地調査件数	5	件 30	% 41.1	件 39	% 130.0
	うち不正計算があった件数	6	件 1	% 14.3	件 3	% 300.0
	調査による追徴税額	7	百万円 124	% 58.4	百万円 257	% 207.3
	うち不正計算があった法人に係る追徴税額	8	百万円 2	% 2.9	百万円 50	% 2,500.0
調査による追徴税額合計		9	百万円 177	% 30.9	百万円 549	% 310.2
うち不正計算があった法人に係る追徴税額		10	百万円 7	% 2.1	百万円 292	% 4,171.4

(注) 調査による追徴税額には加算税、地方法人税及び地方消費税(譲渡割額)が含まれています。